

附属書六（第七章関係） 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

第一編（第七・七条関係） 特定の約束に係る表

A 日本国の特定の約束に係る表

注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS/W/120）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「CPC」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

- 2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、同指針は、法的拘束力を

有するものと解してはならない。

3 締約国の特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七・二条(m)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第七・七条2の規定に基づき特定の分野又は小分野に「SS」を記載することは、「約束しない。＊」と記載したサービスの提供の態様に関し、日本国がいかなる措置を採用し、又は維持することも妨げるものではない。

5 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、締約国の特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

6 個別のCPCの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。

7 「SS＊」とは、第七・七条2の規定が、第七・三条及び第七・五条の規定に基づいて特定の約束を行った

分野又は小分野に関し、サービスの提供の態様の(1)から(3)までについてのみ適用されることをいい、「SS**」とは、第七・七条2の規定が、第七・三条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に関し、サービスの提供の態様の(4)についてのみ適用されることをいう。

分野ごとに行う特定の約束

分野	SS	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
<p>1 実務サービス</p> <p>A 自由職業サービス</p> <p>(a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (CPC八六一)</p>	SS	<p>(1) サービスは、自然人又は弁護士法人(注)が提供しなければならない。</p> <p>注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業</p>	(1) 制限しない。	

<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス</p>	
<p>SS</p>	
<p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p>	<p>業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>ことが必要である。</p> <p>(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(CPC八六一*)</p> <p>(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。</p> <p>(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成</p> <p>(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明</p> <p>(iii) 公正証書の作成の囑託についての法的な代理サービス</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。</p>	<p>(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。</p>

(iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更又は

(b) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であつてその当事者として日本の国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を

(b) 「弁護士」との共同事業は、認めらる。「弁護士」の雇用は、認める。

(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならぬ。

(d) 国際仲裁における代理は、認めらる。

目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈
 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

い。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	SS
<p>(1) サービスは、自然人又は司法書士法人(注)が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならぬ。</p> <p>(3) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は司法</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス (C P C 八六一**)</p>	
SS	
<p>(1) サービスは、自然人又は行政書士法人(注)が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>(4) 書士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	
SS	
<p>(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成される</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。 ない。 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければなら ない。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (CPC八六一九、八六一二、八六一三、八六一九)</p>	
SS	
<p>(1) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士である</p>	<p>ものをいう。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

(a) 日本国の法律により「海	
SS	
(1) サービスは、自然人が提供し	<p>り、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものという。</p> <p>(2) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。</p> <p>(3) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
(1) 制限しない。	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス (CPC八六一*)</p>	<p>事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (CPC八六一*)</p>
<p>SS</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>	<p>なければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(b) 会計、監査及び簿記のサービス (C P C 八六二)</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人（注）のみが提供することができサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による監査</p>	<p>(2) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならぬ。 (3) 業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならぬ。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

監査法人については、業務上の拠点が必要である。

(2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならぬ。

監査法人については、業務上

(2) 制限しない。

<p>(c) 税務サービス (C P C 八六三)</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならぬ。</p> <p>注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業</p>	<p>(3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人のみが提供することができ、サービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならぬ。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。</p>	<p>当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。</p>	<p>当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。</p>
---	-------------------------------------	--	--

<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p>
-------------------	-------------------

<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (CPC八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)) (CPC八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)、八六七二五(注)、八六七二七(注))</p> <p>注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。</p>	
SS	
	<p>(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(e) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス (CPC八六七二(注)、八六七三(注))</p>	<p>(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス (CPC八六七一、八六七二(注)、八六七四二(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>	SS	SS
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない(注)。 (2) 制限しない(注)。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない(注)。 注 サービスが日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相 談サービス (CPC八六七二(注)、 八六七二四(注)、八六七 二七(注)、八六七二九 (注)) (CPC八六七四一(注)、 八六七四二(注)) (CPC八六七六一(注)) (CPC八六七五一(注)、 八六七五二(注))</p> <p>注 土木のために必要な サービス(建築物のた めのエンジニアリング デザイン・サービスを 除く。)に限る。</p>	<p>注 建築サービス及び土 木相談サービスを除 く。</p>
SS	
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(i) 獣医サービス (C P C 九三二)</p>	<p>(h) 医師及び歯科医師サービス (C P C 九三二)</p>	<p>(g) 都市計画及び景観設計サービス (C P C 八六七四 (注)) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>
SS		SS
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

B 電子計算機サービス及び関	(k) その他	(j) 日本国の法律により「理学療法士」としての資格を有する理学療法士が提供するサービス (C P C 九三一九一*)	(j) 助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス (C P C 九三一九一*)
SS			
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*	(4) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*	(4) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*

<p>D (a) 不動産に係るサービス 所有し、又は賃借する不</p>	<p>C 研究及び開発のサービス (a) 自然科学の研究及び開発のサービス (CPC八五二) (b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス (CPC八五二) (c) 学際的な研究及び開発のサービス (CPC八五三)</p>	<p>連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。） (CPC八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)</p>
SS	SS	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>

<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (CPC八二二*)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (CPC八二二*)</p>	<p>(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (CPC八二二*)</p>	<p>動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (CPC八二二*)</p>
SS	SS	SS	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>E 運転者を伴わない賃貸サービス</p> <p>(a) 船舶(注)に関する運転者を伴わない賃貸サービス(CPC八三一〇三)</p> <p>注 日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所 有しなければなら ない。</p> <p>(a) 日本国籍を有する 自然人</p> <p>(b) 日本国の法律によ り設立された法人で あって、その代表者 の全員及び業務を執 行する役員の三分の</p>	SS
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) (2) (1) 内航船舶貸渡業については、 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法(昭和 二十四年法律第二百二十八号) により、事前の届出が必要であ る。</p>	

<p>(b) 航空機（注）に関する運 転者を伴わない賃貸サービ ス （CPC八三一〇四） 注 日本国の航空機とし て登録された航空機の 使用を通じてサービ スを提供する場合には、 当該航空機は、次のい ずれかの者が所有しな ければならない。 (a) 日本国籍を有する 自然人 (b) 日本国の法律によ り設立された法人で あって、その代表者 の全員及び役員の一</p>	<p>二以上が日本国籍を 有するもの</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人用品及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス （CPC八三一〇六一八三一〇九）</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （CPC八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）</p>	<p>分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの</p>
SS	SS	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(d) 経営相談に関するサービス</p>	<p>(c) 経営相談サービス (CPC八六五)</p>	<p>(b) 市場調査及び世論調査のサービス (CPC八六四)</p>	<p>F その他の実務サービス (a) 広告サービス (CPC八七二)</p>	<p>(CPC八三二)</p>
SS	SS	SS	SS	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(b) 計量法の対象となる次のサービス (C P C 八六七六三*</p>	<p>(e) 技術試験及び分析サービス (a) 製造業製品に係るサービス ビス (計量法 (平成四年法律第五十一号) の対象となるサービスを除く。 (C P C 八六七六**)</p>	<p>(d) 仲裁及び調停のサービス (C P C 八六六〇二)</p>	<p>(C P C 八六六〇一、八六六〇九)</p>
SS			
<p>(3) 制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (1) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の技術試験及び分析サービス</p>	<p>＊) (i) 特定計量器の定期検査のサービス (ii) 特定計量器の検定のサービス (iii) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (iv) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス (v) 特定計量証明事業者に対する認定 (vi) 計量器の校正等のサービス</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス (C P C 八八一)</p>	<p>(g) 漁業に付随するサービス (C P C 八八二)</p>	<p>(h) 鉱業に付随するサービス (C P C 八八三、五一一 五)</p>
SS		SS
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に従って提供しなければならない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とする</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とする</p>

<p>(i) 製造業に付随するサービス (CPC八八四**、八八五) (a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品 製造業、武器産業、宇宙</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免</p>	<p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法によ</p>	<p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p>

<p>開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの</p>	<p>(b) 仕立てのサービスに関連するもの</p>	<p>(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス</p>	<p>(j) エネルギー流通に付随するサービス (CPC八八七) (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス</p>
<p>(4) 許の数は、制限することができ る。 約束手しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免</p>
<p>(4) り、事前の届出が必要である。 約束手しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束手しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法によ</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人への申込みに基づき求職者と求人者</p>	<p>(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外のエネルギー流通に付随するサービス</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス</p>	
		SS	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。* (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>許の数は、制限することができ (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 約束しない。* (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>	<p>り、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において(注) 人員を提供するサービス(サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働</p>	<p>との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。)</p> <p>(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(C P C 八七二〇一、八七二〇二)</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束手ない。* (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 約束手ない。* (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(k) 家事手伝いその他商業労働者、工業労働者又は看護師を供給するサービス (CPC八七二〇四、八七</p>	<p>に従事させるために派遣するサービスに限る。) 注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。 (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務(例えば、医療関係業務) (CPC八七二〇三、八七二〇九)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>(m) 科学及び技術に関連する 相談サービス（石油、石油 製品、ガス、鉱物及び測量 に関連するサービスを除 く。） (CPC八六七五一**、 八六七五二**)</p>	<p>(1) 警備サービス (CPC八七三。ただし、 八七三〇一を除く。)</p>	<p>(1) 調査サービス (CPC八七三〇二)</p>	<p>二〇五、八七二〇六)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法によ り、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (CPC八六七五三**、八六七五四**)</p>	<p>(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注）） (CPC八六七五一**、八六七五二**) 注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。</p>
SS	SS
<p>(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 注1 「基本測量」とは、全ての測量の基礎となる測</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束手しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束手しない。</p>

量で、国土交通省国土
理院が行うものをいう。

注2 「公共測量」とは、基

本測量以外の測量のう
ち、次の(a)及び(b)の要件
を満たすものをいう。

(a) (i)局地的測量及び(ii)
高度の精度を必要とし
ない測量以外のもの

(b) その費用の一部又は
全部を日本国政府又は
日本国の他の公共団体
が負担し、又は補助し
て実施するもの

(2) 基本測量又は公共測量の測量
成果を使用することなく実施す
る測量、局地的測量及び高度の
精度を必要としない測量以外の
測量については、業務上の拠点
が必要である。

(2) 制限しない。

<p>(o) 建築物の清掃サービス</p>	<p>(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 （C P C 六三三、八八六一―八八六六）</p>	<p>(m) 日本国外の土地の測量サービス （C P C 八六七五三**、八六七五四**）</p>	
SS	SS	SS	
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

(s) 会議サービス	(r) 印刷及び出版のサービス (C P C 八八四四二)	(q) こん包サービス (C P C 八七六)	(p) 写真サービス (C P C 八七五)	(C P C 八七四〇一、八七 四〇二、八七四〇三、八七 四〇九)
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

<p>(b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの（注） 注 債権管理回収業に関する特別措置法</p>	<p>(a) 法律事件に係る法律業務を構成しないもの (t) 回収代行のサービス （CPC八七九〇二*）</p>	<p>(t) 信用調査のサービス （CPC八七九〇一）</p>	<p>（CPC八七九〇九*）</p>
SS	SS	SS	
<p>(1) サービスは、自然人（注）、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければ</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(t) 電話応答のサービス (C P C 八七九〇三)</p>	<p>(平成十年法律第百二十六号)に規定する債権以外の債権を譲り受けて回収する場合を除く。</p>
<p>SS</p>	
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。 い。 た法人が提供しなければなら る特別措置法に基づき設立され る法人又は債権管理回収業に関す る特別措置法に基づき設立され る法人又は債権管理回収業に関す る特別措置法に基づき設立され る法人が提供しなければなら ない。 (3) サービスは、自然人、弁護士 法人又は債権管理回収業に関す る特別措置法に基づき設立され る法人又は債権管理回収業に関す る特別措置法に基づき設立され る法人が提供しなければなら ない。 (2) 業務上の拠点が必要である。 制限しない。 (1) 制限しない。 注 この分野において、「自 然人」とは、日本の法律 により「弁護士」としての 資格を有する弁護士をい う。</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>

<p>(t) 専門デザイン・サービス (CPC八七九〇七)</p>	<p>(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス (CPC八七九〇六)</p>	<p>(t) 翻訳及び通訳のサービス (CPC八七九〇五)</p>	<p>(t) 複写のサービス (CPC八七九〇四)</p>
SS	SS	SS	SS
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(t) いずれの分野にも含まれ</p>	<p>(b) (a)に規定するサービス以外のエネルギー製造業に付随するサービス</p>	<p>(t) エネルギー製造業に付随するサービス (a) 熱供給業及び石油産業に関連するサービス</p>	<p>(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス (C P C 八七九〇九***)</p>
		SS	SS
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>

<p>2 通信サービス</p> <p>A/B 郵便又はクーリエ・サービス(注)</p> <p>注 郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書(印刷物、小包、物品その他の品目を含む。)の送達以外の郵便又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。</p> <p>(「11 運送サービス」)</p>	<p>ないその他の実務サービス</p>
	<p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
	<p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>書便物</p>	<p>(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物</p> <p>(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物</p> <p>特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。</p>	<p>SS</p>	<p>参照</p> <p>特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス</p>
			<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
			<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>C 電気通信サービス 基本電気通信サービス</p> <p>(a) 音声電話サービス (CPC七五二二)</p> <p>(b) パケット交換データ伝送サービス (CPC七五二三*)</p> <p>(c) 回線交換データ伝送サービス (CPC七五二三*)</p>	<p>その他の郵便又はクーリエ・サービス</p>	<p>(c) その料金の額が千円を下回らない範囲において総務省令で定める額を超える信書使用物</p>
<p>SS</p>		
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社(注)への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。</p> <p>注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していない</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>(i) ボイスメール・サービス (C P C 七五二三*) (C P C 七五二三*)</p> <p>(h) 電子メール・サービス (C P C 七五二三*)</p> <p>付加価値サービス</p>	<p>(e) 電報サービス (C P C 七五二二)</p>	<p>(d) テレックス・サービス (C P C 七五二三*)</p> <p>(f) ファクシミリ・サービス (C P C 七五二二*)、七 五二九*)</p> <p>(g) 専用回線サービス (C P C 七五二二*)、七 五二三*)</p> <p>(o) その他</p>
SS		
<p>(3) 日本電信電話株式会社への直 接的又は間接的な外国資本の参 加の割合は、三分の一未満でな</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 ければならない。</p>
<p>(3) 日本電信電話株式会社及びそ の地域会社の取締役及び監査役 は、日本国の国籍を有しなけれ</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス (CPC七五二三*)</p> <p>(k) 電子データ交換 (EDI) サービス (CPC七五二三*)</p> <p>(1) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリサービス (蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。) (CPC七五二三*)</p> <p>(m) コード及びプロトコルの変換サービス</p> <p>(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引の処理を含む。) (CPC八四三*)</p> <p>(o) その他</p>		<p>(4) 制限しない。 なければならない。</p>	<p>(4) 制限しない。 なければならない。</p>
---	--	---------------------------------	---------------------------------

<p>(d) ラジオ及びテレビの放送サービス (C P C 七五二四)</p>	<p>(c) ラジオ及びテレビのサービス (C P C 九六一三)</p>	<p>(b) 映画の映写サービス (C P C 九六一二)</p>	<p>D 音響・映像サービス (a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (C P C 九六一一)</p>
		SS	SS
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス A 建築物に係る総合建設工事 (CPC五二二)	E その他	(f) その他	(e) 録音サービス
			SS
	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。

<p>(b) これらのサービスで鉱業に関連するもの</p>	<p>B 土木に係る総合建設工事 (CPC五二三) C 設置及び組立工事 (CPC五一四、五一六) D 建築物の仕上工事 (CPC五一七) E その他 (CPC五一、五一五、五一八)</p> <p>(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供し</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供し</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>4 流通サービス</p> <p>A 問屋サービス</p> <p>(C P C六二二、六一一一、六一一三〇、六一二二〇)</p> <p>B 卸売サービス</p> <p>(C P C六二二、六一一一、六一一三〇、六一二二〇)</p>	
	<p>なければならない。</p> <p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>なければならない。</p> <p>外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。</p>

<p>○)</p> <p>C 小売サービス (C P C 六三一、六三二、六一一、六一二、六一三〇、六一二一〇)</p> <p>D フランチャイズ・サービス (C P C 八九二九)</p> <p>これらのサービスで、</p> <p>(a) 石油、石油製品及びアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場 (注) において提供されるサービス以外のもの</p> <p>注 公共卸売市場とは、 国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品 (野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。)又は花の間屋及</p>

SS

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |

<p>(c) アルコール飲料に関連するもの</p>	<p>(b) 石油及び石油製品に関連するもの</p>	<p>び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。</p>	

(d) 公共卸売市場において提供されるもの	
SS	
<p>(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p> <p>(3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p> <p>(2) 約束手しない。*</p> <p>(1) 約束手しない。*</p> <p>卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本国の法律により設立された法人でなければならぬ。</p>	<p>(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 約束手しない。*</p> <p>(1) 約束手しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

初等教育サービスであつ	<p>5 教育サービス</p> <p>A 初等教育サービス</p> <p>保育所が提供する就学前教育サービス</p> <p>(CPC九二一〇**)</p> <p>保育サービス</p> <p>(CPC九三三二一)</p>	E その他	
	SS**		
(1) 約束しない。	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>卸売市場法により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本の法律により設立された法人でなければならぬ。</p>
(1) 約束しない。	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	

て、学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（CPC九二二一〇**、九二一九）

注1 日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に

(2) 約束しない。
(3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならぬ。

注 「学校法人」とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。
(4) 約束しない。

(2) 約束しない。
(3) 制限しない。

(4) 約束しない。

<p>B 中等教育サービス</p> <p>(a) 学校教育として提供されるもの (注1) (注2)</p> <p>(CPC九二二二、九二二二、九二二三)</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校</p>	<p>係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	

教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

<p>C 高等教育サービス（注1） （注2） （C P C 九二二一、九二三九）</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、</p>	<p>(b) その他</p>
<p>SS</p>	
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>

<p>D 成人教育サービス（注1） （注2） （C P C 九二四）</p> <p>E その他の教育サービス（注1） （注2） （C P C 九二九）</p> <p>注1 いかなる提供の態様</p>	<p>校及び幼稚園をいう。</p> <p>注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

注2 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならぬ。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供

<p>C 衛生サービス及びこれに類 似するサービス (C P C 九四〇三)</p>	<p>B 廃棄物処理サービス (C P C 九四〇二)</p>	<p>6 環境サービス A 汚水サービス (C P C 九四〇一)</p>	<p>することができる。専 修学校及び各種学校 は、学校教育以外の教 育サービスのみを提供 する。</p>
SS	SS	SS	
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>D その他 排気ガス処理サービス (CPC九四〇四) 騒音除去サービス (CPC九四〇五) 自然及び景観の保護サービス (CPC九四〇六) その他の環境保護サービス (CPC九四〇九)</p>	SS	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>7 金融サービス</p> <p>この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書四第三条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等</p>				

<p>A ス 保険及び保険関連のサービス</p>	<p>SS*</p>	<p>第七・二条(m)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づく義務であって、この分野において第七・三条、第七・五条及び第七・六条の規定並びに附属書四の規定に基づく義務に追加して負うものを除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p>	<p>の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、金融商品取引業者は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくモンゴル国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七・二条(m)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。</p>
------------------------------	------------	---	--

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

日本国において保険仲介サー

(1) 制限しない。

(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(2) 制限しない。

<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>	
<p>SS*</p>	
<p>第七・二条(m)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づく義務であって、この分野において第七・三条、第七・五条及び第七・六条の規定並びに附属書四の規定に基づく義務を追加して負うものを除くほか、約束しない。</p>	<p>ビスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない（注）。</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができ</p> <p>(4) 約束しない。</p>
	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>8 健康に関連するサービス及び 社会事業サービス A 病院サービス (C P C 九三一一)</p>	
<p>SS**</p>	
<p>(4) 約束しない。 い。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(4) 約束しない。 い。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 約束しない。</p>

D その他	C 社会事業サービス（介護福祉士が提供するサービスを含み、保育サービスを除く。） （C P C 九三三。ただし、九三三二一を除く。）	B その他人の健康に関連するサービス （C P C 九三一九）
	SS**	SS**
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。

B 旅行業サービス	仕出しサービス (C P C 六四二三)	ホテル経営サービス	9 観光サービス及び旅行に関連するサービス A ホテル及び飲食店のサービス ホテル及び飲食店のサービス (C P C 六四一―六四三)	SS	SS	SS
				(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * *
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			

<p>10 娯楽、文化及びスポーツのサービス</p> <p>A 興行サービス (CPC九六一九)</p>	<p>D その他</p>	<p>C 観光客の案内サービス (CPC七四七二)</p>	<p>(CPC七四七一)</p>
<p>SS</p>		<p>SS</p>	
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

その他の文化サービス	<p>歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス (C P C 九六三二)</p>	<p>C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス 図書館及び記録保管所のサービス (C P C 九六三一、九六三二)</p>	<p>B 通信社サービス (C P C 九六二)</p>
SS	SS	SS	SS
(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。

<p>(C P C 九六四九九) その他の娯楽のサービス</p>	<p>ス (C P C 九六四九二) 公営競技等に係るサービス</p>	<p>D スポーツその他の娯楽のサービス (C P C 九六四一) 遊園地及び海水浴場のサービス (C P C 九六四九二)</p>	<p>(C P C 九六三三)</p>
SS		SS	
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 約束しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>

	E その他	11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） (b) (C P C 七二二一、七二二二) 二)
		SS
(4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (a) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な
(4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (a) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な
		次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別しない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス (c) 食料供給、給油及び給水のサービス

<p>(3) (a) の運航を目的とする登録会社の</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(a) 日本国の船舶を有する船舶の積込み又は取卸し</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し</p> <p>(a) 日本国の港への入港禁止することができる。</p> <p>(a) 日本国の港への入港禁止することができる。</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し</p> <p>取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。</p>
<p>(3) (a) の運航を目的とする登録会社の</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(a) 日本国の船舶を有する船舶の積込み又は取卸し</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し</p> <p>(a) 日本国の港への入港禁止することができる。</p> <p>(a) 日本国の港への入港禁止することができる。</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し</p> <p>取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。</p>
	<p>(d) 廃棄物処理のサービス</p> <p>(e) ポートキャプテン・サービス</p> <p>(f) 航行補助サービス</p> <p>(g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）</p> <p>(h) 応急の修理サービス</p> <p>(i) びよう泊及び係留のサービス</p>

の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上記の二以上が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提

の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上記の二以上が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提

<p>(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船舶を有する船舶を除く）</p>	
<p>SS</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船舶を有する船舶において働くことはできない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船舶を有する船舶において働くことはできない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。</p>

<p>(f) 引揚げその他の救助サー</p>	<p>(e) 押し船及び引き船のサー ビス (CPC七二二四)</p>	<p>A 海上運送サービス(補助的 なサービスに限る。) (d) 船舶の保守及び修理 (CPC八八六八*)</p>	<p>く。)の賃貸 (CPC七二二三)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 拡張は、経済上の需要を考慮し なければならぬ。 (3) 一定の規模を超える船舶の製 造又は修理に利用することので きるドック又は船台の設置又は (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>(C P C 七四五三) 航行補助サービス</p>	<p>(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物の取扱サービスを除く。） (C P C 七五四一)</p>	<p>(f) 水先サービス (C P C 七四五一)</p>	<p>ビス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (C P C 七四五四*、七四九九*)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。 *</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。 *</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義する</p>	<p>コンテナ・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）</p>	<p>海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）</p>
SS	SS	SS
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

もの)	海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）
SS	
(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。
(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈
道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスの全てがこの特定の約束に係る表に含まれているわけではないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道

貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該複合運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、モンゴル国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要な全ての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七・二条(m)(i)の規定に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接に連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービスの提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要な全ての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービ

- ス貿易一般協定電気通信に関する附属書に従うことを条件とする。)
- (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において人員を採用すること(ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。)
- (f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。
- 2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動(ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。)をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。
- (a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し
- (b) 貨物の固縛又は固縛の解除
- (c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管
- 3 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港湾地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。
- 4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的區域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。
- (a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供する(以下)。
- (b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。
- 5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の

運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

<p>(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油</p>	<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (C P C 七二二四)</p>	<p>B 内陸水路における運送サービス (d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八*)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	<p>SS</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなればならない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>C 航空運送サービス (d) 第七・二条(a)に定義する 航空機の修理及び保守の</p>	<p>(f) 港湾及び水路の運営に係 るサービス（貨物の取扱 サービスを除く。） (CPC七四五一) 航行補助サービス (CPC七四五三)</p>	<p>(f) 水先サービス (CPC七四五二)</p>	<p>サービス及びごみ収集サー ビス (CPC七四五四**、七 四五九**)</p>
SS			
<p>(2) (1) 制限しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限</p>	<p>(4) (3) 制 限 不 制 限 制 限 不 制 限</p>
<p>(2) (1) 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限 約 束 不 制 限</p>	<p>(4) (3) 制 限 不 制 限 制 限 不 制 限</p>

<p style="text-align: center;">D 宇宙運送 (C P C 七三三)</p>	<p style="text-align: center;">(e) 第七・二条(b)に定義する コンピュータ予約システム のサービス</p>	<p style="text-align: center;">(e) 第七・二条(j)に定義する 航空運送サービスの販売及 びマーケティング</p>	<p style="text-align: center;">サービス</p>
	SS	SS	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) サービス提供者に付与する免 許の数は、制限することができ る。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス</p>	<p>(c) 押し列車及び引き列車のサービス (C P C 七一一三)</p>	<p>(b) 貨物運送 (C P C 七一一二)</p>	<p>E (a) 鉄道運送サービス 旅客運送 (C P C 七一一一)</p>
SS	SS	SS	SS
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>

<p>F 道路運送サービス</p> <p>(a) 旅客運送 (CPC七二二一、七二二二、七二二三、七二二四、七二二二)</p>	<p>(e) 鉄道運送サービスの支援サービス (CPC七四三)</p>	<p>(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸</p>	<p>(CPC八八八*)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
<p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

<p>(a) その他の定期旅客運送 (CPC七二二一九)</p> <p>(a) 運転者を伴う乗用自動車の賃貸 (CPC七二二二二)</p> <p>(a) 運転者を伴うバスの賃貸 (CPC七二二二三)</p> <p>(a) 人力車又は動物牽引車による旅客運送 (CPC七二二二四)</p>	
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>則に基づいて制限することができる。</p> <p>(4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(c) 運転者を伴う商用車両の賃貸</p>	<p>(b) 貨物運送 (C P C 七 一 二 三)</p>	<p>(a) その他の不定期旅客運送 (C P C 七 一 二 二 九)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。</p> <p>(4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	

<p>(e) 道路運送サービスの支援サービス (CPC七四四)</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス(整備士が提供するサービスを含む。) (CPC六一二、八八六七)</p>	<p>(CPC七二四)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限しない。</p> <p>注 「自動車道事業」とは、有料の自動車道を運営するサービスをいう。</p> <p>(3) 自動車道事業(注)のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

<p>(b) 燃料以外の物品の輸送サービス (CPC七二三九)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス</p>	<p>G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送 (CPC七二三二)</p> <p>(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス</p>	
SS	SS		
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。</p>	<p>することができる。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。</p>	

<p>(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス (CPC七四二)</p>	<p>(b) 倉庫サービス(石油及び石油製品に関連するサービスを除く。) (CPC七四二)</p>	<p>H 全ての形態の運送の補助的なサービス (a) 貨物取扱サービス(海上運送サービスに関連するサービスを除く。) (CPC七四一)</p>	
SS	SS	SS	
<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(4) 約束しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

I その他の運送サービス	(b) その他	(d) その他 (a) 通関業サービス（日本 国の税関に関連するも の）	(c) 貨物運送の代理店サービ ス（海上貨物利用運送サー ビスに関連するサービスを 除く。） （C P C 七四八）
		SS	SS
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

12	いずれの分野にも含まれない その他のサービス			
(4)	約束しない。	(4)	約束しない。	
(1)	約束しない。	(1)	約束しない。	
(2)	約束しない。	(2)	約束しない。	
(3)	約束しない。	(3)	約束しない。	
(4)	約束しない。	(4)	約束しない。	

(Bは、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

第二編 (第七・四条関係) 最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	第七・四条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況(注)
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス(複合運送サービス(注))に関連するサービスを含む	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する	注 この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。
送サービス	送サービス(複合運送サービス)に関連する		注 この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。

<p>国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p>	
<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが</p>	<p>む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。</p> <p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>
<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。</p>	<p>将来の交渉の結果に従って検討される。</p>
<p>日本国の船舶運航事業者がモンゴル国において不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>	<p>るサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。</p>

<p>漁業に関連するサービス</p>	<p>エネルギー・サービス</p>	
<p>日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>	<p>電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七・二条(m)(iii)の規定に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>	<p>引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>(a) 日本国の港への入港</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積み込み又は取卸し</p>
<p>無期限</p>	<p>無期限</p>	
<p>漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。</p>	<p>エネルギーの効率的かつ安定的な供給を確保する必要がある。</p>	

<p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査 集魚</p> <p>(b) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(c) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(d) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>(e)</p>